

## 清瀬市自動車運転免許取得費助成事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、清瀬市地域生活支援事業実施要綱第3条第10項に規定する、自動車運転免許取得費助成事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、身体障害者に普通自動車第1種運転免許（以下「免許」という。）の取得に要する費用の一部を助成し、身体障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大をもって福祉の増進に努めることを目的とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 身体障害者であって、その障害の程度が次のアからウまでのいずれかに該当する者
  - ア 内部の機能の障害1級から4級の者
  - イ 下肢又は体幹の障害で1級から5級までに該当し、歩行の困難な者
  - ウ その他の障害で1級から3級の者
- (2) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第23条に規定する適性試験に合格した者
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第96条第1項に規定する運転免許試験の受験資格を有する者
- (4) 申請日の3か月以上前から引き続き市内に住所を有する者
- (5) 申請日の属する年の前年に納税義務を負う所得税額が400,000円以下の者
- (6) 他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていない者

(助成対象経費及び助成額)

第4条 この事業による助成対象経費及び助成額は、次の表に掲げるとおりとする。

助成対象経費	助成額												
道路交通法第84条第3項に規定する普通自動車第1種運転免許の取得に直接要する経費	助成対象経費の実支出額に3分の2を乗じて得た額（この額に百円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）とする。 ただし、助成対象者の前年の所得税額に応じて、次表の所得階層区分ごとに定める額とする。 <table border="1"><thead><tr><th>階層</th><th>所得税額</th><th>助成限度額</th></tr></thead><tbody><tr><td>A</td><td>0円</td><td>164,800円</td></tr><tr><td>B</td><td>1円～42,000円</td><td>144,200円</td></tr><tr><td>C</td><td>42,001円～400,000円</td><td>123,600円</td></tr></tbody></table>	階層	所得税額	助成限度額	A	0円	164,800円	B	1円～42,000円	144,200円	C	42,001円～400,000円	123,600円
階層	所得税額	助成限度額											
A	0円	164,800円											
B	1円～42,000円	144,200円											
C	42,001円～400,000円	123,600円											

<p>道路交通法施行規則第 18 条の 5 に規定する限定解除で、排気量等の限定解除に直接要する経費</p>	<p>助成対象経費の実支出額とする。ただし、20,600 円を限度する。</p>
--	--

備考 「直接要する経費」とは、自動車運転教習所等の入所料、技能及び学科教習料並びに教習料を指す

(申請)

第5条 この事業による助成を受けようとする者は、清瀬市身体障害者自動車免許取得費助成申込書に、次に掲げる書類を添えて運転免許取得後 30 日以内に市長に申請するものとする。

- (1) 身体障害者手帳の写し
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 申込者の属する世帯の前年分の確定申告書収受済控え用紙又は所得税納税証明書
- (4) 自動車運転教習費領収明細書
- (5) 自動車運転免許取得実施状況報告書

(決定)

第6条 市長は、前条の規定により申込みを受けたときは、助成金給付の適否を速やかに決定し、清瀬市身体障害者自動車運転免許取得費助成決定（却下）通知書により当該申込者に通知するものとする。

(請求)

第7条 助成の決定を受けた者は、速やかに清瀬市身体障害者自動車運転免許取得費助成金請求書にて請求するものとする。

(交付)

第8条 市長は、前条の規定により請求を受けたときは、請求内容を審査し、速やかに助成金を支払うものとする。

(取消)

第9条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の規定による助成の決定を取り消し、当該者に対し、交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、助成金を交付することが適当でないとき。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。